

<b>① 件 名</b>	
石巻市名振地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b>                  石巻市名振地区コミュニティセンターは、地区住民の連帯意識を高め、健康で文化的な地域づくりを推進する場として設置され、主に名振地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。</p> <p>また、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する名振新生会が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。</p> <p>しかし、東日本大震災後は当該施設の敷地内に仮設住宅を建設したことから、仮設住宅入居者の集会所施設として使用しており、平成30年度までは市の直営で施設の管理運営を行うこととしている。</p> <p><b>【目的】</b>                  地域の実情を踏まえた効率的かつ効果的な管理運営を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令等】</b>                  地方自治法（昭和22年法律第67号）                  石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例                  （平成17年12月19日条例第321号）                  石巻市コミュニティセンター条例（平成24年3月27日条例第4号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕】</b></p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
平成18年 4月 平成23年 3月 平成30年10月 11月	名振新生会による指定管理開始 東日本大震災により避難所として使用するため市の直営に移行 仮設住宅建設に伴い仮設住宅集会所として使用 仮設住宅解体に伴い名振地区コミュニティセンターの指定管理について名振新生会と協議 仮設住宅解体工事 指定管理者指定申請書の受理（名振新生会） 指定管理者の候補者の選定について通知
<b>⑤ 主な内容</b>	
(1) 名 称 (2) 所在地 (3) 施設概要 (4) 施設機能 (5) 指定期間	石巻市名振地区コミュニティセンター 石巻市雄勝町名振字東45番地1 鉄骨造平屋建て：371.40㎡ 多目的室、和室、調理室 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで（3年間）

(6) 選定候補者	名振新生会 代表者 会長 高橋 守次 石巻市雄勝町名振字東12番地13
(7) 選定方法	非公募
(8) 選定理由	同団体は、地区住民を中心として組織され、平成18年度から震災前までの間、同施設の指定管理者として良好な管理運営を行っており、また、地域住民のニーズにあったサービスの充実やノウハウの活用、地域の活性化が期待できることから、これまでの運営実績を勘案し、同団体を当該施設の指定管理者として指定するもの。
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>	
<p><b>【影響・効果】</b> コミュニティセンターの再開により、地域コミュニティの活性化が図られるとともに、地域住民組織で管理することで、地域の実情を踏まえた効率的かつ効果的な管理運営が図られる。</p> <p><b>【財源措置】</b> 指定管理料なし</p>	
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>	
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>	
平成31年2月	平成31年市議会第1回定例会へ指定管理者の指定について提案
3月	指定管理に係る基本協定の締結
4月	指定管理に係る年度協定の締結 供用開始に合わせて指定管理者による管理運営開始
<b>⑨ その他</b>	